

## 能登半島地震により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置の適用について

平成19年3月26日  
北陸電力株式会社

このたびの石川県能登地方での地震により被災されたお客さまには、心からお見舞い申しあげます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、このたびの地震により災害救助法が適用された石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の7市町およびその隣接地域<sup>1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申出があった場合には下記の特別措置を講ずることとし、平成19年3月26日、経済産業大臣に認可申請を行い、同日認可をいただきました。

### 記

#### 1．電気料金の早収期間<sup>2</sup>および支払期限<sup>3</sup>の延伸

被災されたお客さまの平成19年3月および4月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々1ヵ月間延長します。

#### 2．不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、6ヵ月間に限り、電気料金は申し受けません。

#### 3．工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成19年9月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

#### 4．臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、平成19年9月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

#### 5．使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成19年9月末日までは申し受けません。

6 . 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、平成19年9月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その際申し受ける工事費用は申し受けません。

- 1 その隣接地域とは、石川県羽咋市、富山県氷見市をいいます。
- 2 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。
- 3 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

7 . お客さまからのお問合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

石川県：七尾支社、輪島営業所および珠洲営業所の各窓口

富山県：高岡支社の窓口

以 上